

委員会提出議案第5号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年10月23日提出

議会運営委員会委員長 坂本 三郎

三田市条例第 3 4 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例（昭和 3 5 年三田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「福祉文教常任委員会」を「福祉教育常任委員会」に、「まちづくり常任委員会」を「都市環境常任委員会」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に閉会中の継続審査事件として付議されている事件は、この条例による改正後の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす。